

制度の名称	保険料の徴収猶予または減免												
支援の種類	減免												
制度の内容	<p>災害による、居住する住宅等の損害の程度に応じ、保険料が徴収猶予または減免になる場合があります。</p> <p><b>1 後期高齢者医療保険料</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和元年台風19号による被害を受けたことにより、被保険者が属する主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた場合、損害の程度に応じ、後期高齢者医療保険料が減免になる場合があります。</li> <li>●令和元年度分の減免の対象となる後期高齢者医療保険料は、災害救助法が適用された日(令和元年10月12日以)以後に到来する納期分の保険料額(令和元年10月分から令和2年3月分までの月数に応じて月割で計算した額の合計額が大きくなる場合には、その額)です。なお、令和元年度末(令和2年3月)に資格を取得した方については、令和2年4月1日から令和2年9月30日に普通徴収の納期が設定される保険料について、減免の対象になります(該当の方は、原則として4月末の1回が納期となります)。</li> <li>●令和2年度分の減免の対象となる後期高齢者医療保険料は、令和2年4月分から9月分までに相当する月割算定額です。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="360 779 1265 1003"> <thead> <tr> <th>損害程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>半壊・大規模半壊 床上浸水</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 介護保険料</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和元年台風19号による被害を受けたことにより、被保険者が居住する住宅に損害を受けた場合、損害の程度に応じ、保険料が減免になる場合があります。</li> <li>●令和元年度分の減免の対象となる保険料は、災害救助法が適用された日から令和2年3月31日までに普通徴収の納期が設定されている又は特別徴収される保険料です。なお、令和元年度末(令和2年3月)に資格を取得した方については、令和2年4月1日から令和2年9月30日に普通徴収の納期が設定される保険料について、減免の対象になります(該当の方は、原則として4月末の1回が納期となります)。</li> <li>●令和2年度分の減免の対象となる保険料は、令和2年4月1日から令和2年9月30日までに普通徴収の納期が設定されている又は特別徴収される保険料です。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="360 1451 1265 1720"> <thead> <tr> <th>損害程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>半壊・大規模半壊 床上浸水</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	損害程度	減免割合	全壊	全部	半壊・大規模半壊 床上浸水	50%	損害程度	減免割合	全壊	全部	半壊・大規模半壊 床上浸水	50%
損害程度	減免割合												
全壊	全部												
半壊・大規模半壊 床上浸水	50%												
損害程度	減免割合												
全壊	全部												
半壊・大規模半壊 床上浸水	50%												
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象者と思われる方には、令和元年度中にご案内を送付しています。</li> <li>なお、既に令和元年度中の減免申請書を提出されている方は、令和2年度においても引き続き減免対象となるため、手続きは不要です。</li> <li>●災害により著しい損害を受け、後期高齢者医療保険料又は介護保険料の納付が困難な方。</li> </ul>												
お問い合わせ	<p>1 納税課納税推進係 0289-63-2114 本庁本館1階</p> <p>2 税務課税制係 0289-63-2117 本庁本館1階</p>												